

令和5年度 第2回岡崎市成年後見制度利用促進協議会会議録

日 時 令和5年11月7日（火）13:00～

場 所 岡崎市役所東庁舎 601号室

出席委員 渡辺委員 都築委員 伊藤委員 山高委員 壁谷委員 日下部委員 坂口委員
山本委員 大木委員

欠席委員 小出委員 前本委員

オブザーバー 名古屋家庭裁判所岡崎支部 喜多氏

事務局 福祉部 阿部田部長

ふくし相談課：齊藤課長 寺西副課長 浅野主査 早川主査

長寿課：勝田係長

障がい福祉課：酒井係長 丹内係長

社会福祉協議会：小野常務理事、本間事務局長

成年後見支援センター：稲葉課長 古里係長

1 開 会

2 議 事

- (1) 市民後見人等の人権擁護に係る養成について

3 議事録

- 議事1 市民後見人等の人権擁護に係る養成について -

(会 長) 現在、国において成年後見制度の改正が議論されています。本日の議事に影響しますので、資料を提供いたします。

現行の成年後見制度の改善点として、要点は3つあります。本人にとって適切な時期に必要な範囲で利用できる、終身ではなく有期の制度とすべき、本人が必要とする支援の内容や変化に応じ後見人を交代できるようにすべき。市民後見人が関わるのは施設入所等の身上監護と金銭管理がありますが、病院や施設に任せられる制度にしようという考えもあります。以前は病院や施設等が行っていたことも不祥事が起きるからという理由で後見人が管理することになったが、元に戻り施設等の管理を行政がチェックすることも考えられています。

また、本人の意思決定支援に重きをおく制度に変わりつつあるようです。法律が大きく変わった後に市民後見人がどのようになるのか不透明ということを前提において議論すべきかと思います。

(事務局) 説明

○主な意見

(委 員) 市民後見人の対象となるのは、行政書士が受任できる法的に問題がない同じような対象者が対象ということでしょうか。

(会 長) 専門職の受任案件よりも安定している人が対象ではないでしょうか。

- (委員) 報酬付与の申し立てができると書いてありますが、報酬が出ないようなかたはどうなるのでしょうか。
- (会長) 本人から出ないときは市から出るのではないのでしょうか。
- (委員) 市は裁判所の審判と同様の金額の報酬を出すということですか。
- (事務局) 裁判所の審判を踏まえて報酬を考えています。利用支援事業の対象になる場合はそちらで対応するということになります。
- (会長) 市民後見人になる目的が報酬の場合もあると思います。
- (事務局) 定年後の仕事として考えている人ではニーズに合わないと思います。ここで想定している市民後見人は有償ボランティアのような形になります。
- (委員) 報酬等について他市町村の状況を踏まえて考えてはどうでしょうか。
- (委員) ボランティアという考え方の地域が多いですが、その場合でもバンク登録者がいますね。
- (委員) 研修について、認知症の研修の内容と時間はどのくらいでしょうか。
- (事務局) 講義3時間と施設での実地研修5時間をとっています。
- (会長) 岡崎市は施設入所者を対象とするということですか
- (事務局) はい。豊田市は施設入所者から始めて、段階的に在宅も考えているということで、岡崎市も当面は施設入所者を対象と考えています。
- (会長) 金銭の管理は当面は施設が行うということでしょうか。施設は必要な経費を引き落とし、家族が明細を確認しているというようなことをしています。
- (会長) 市民後見人が施設を訪ねて本人の希望を聞いて、欲しいものを購入するなどを考えているのでしょうか。
- (事務局) はい。意思決定や身上保護が主になると考えています。
- (会長) 成年後見制度上の身上保護は、本人の代わりに代理権として司法の関係を行うことだと思います。それ以外の本人のためにやることは日常の生活を充実させるための支援として施設の職員が福祉の立場で行っていることであり、後見人が行うこととは違うのではないかと悩むのですがどうでしょうか。
- (委員) 豊田では具体的にはどのように行っているのでしょうか。
- (事務局) 市民後見人が通帳を管理しています。施設管理ではなく、市民後見人が本人の代わりに管理していると聞いています。
- (会長) パジャマが古くなったから市民後見人が買ってこようとなるのか、施設が用意するのか整理が必要だと思います。在宅はヘルパーが買いたいのでは後見人がお金を下して渡すことになると思います。
- (事務局) 事実行為になると本来後見人がするべきことではないです。ヘルパーとの契約や依頼をすることが仕事になると思います。
- (委員) 報酬について、豊田市は最低額保障として下限を設定しているということでしょうか。利用支援事業の利用について豊田市は最低額の保障があるから利用助成制度は使えないとなっています。岡崎市は下限の設定についてどのよう

に考えているのでしょうか。

- (事務局) 豊田市は、例えば下限を 8,000 としたら報酬が 8,000 円を下回っても 8,000 円を保障するということになります。岡崎市は下限の設定については今後検討します。
- (委員) 利用支援事業の利用の有無で報酬が変わるということでしょうか。利用支援事業を使用した場合は、上限が決められているので、家裁審判の範囲で利用支援事業の範囲内で支払うということでしょうか。
- (事務局) 報酬については、再度整理をさせていただきます。
- (会長) 施設に入っている人の市民後見人として月 2 回くらい報酬を受けてどのように支援するのかを考えてみるのはどうでしょうか。
- (事務局) 法人後見のケースとして知的障がいのかたで施設入所されているかたには、話し相手をする、好きな消防車の本を探して持っていったら毎日楽しんでいるという例がありました。
- (会長) そのような支援を期待しているということですね。金銭管理はだれがしていますか。
- (事務局) 金銭管理は法人後見として社協が行っています。
- (会長) では、市民後見人が行うときは、金銭管理とそのような支援を期待されているということですね。
- (事務局) 研修の受講者募集を来年度から始めたいと考えています。今回の審議で募集を進めていいのかご意見をいただきたいです。
- (会長) 個人としては、制度の改正が気になります。
- (事務局) 国に問い合わせたところ法改正について言えることはないが、市民後見人の養成を進めてほしいということでした。他の先行している自治体はボランティアの位置づけですが岡崎市では報酬付与を考えています。有償ボランティア程度の位置づけを考えています。養成は来年度、再来年度となりますので、報酬の下限や利用支援事業利用の際の整合性については、時間をかけて議論したいと思います。
- (会長) 市民後見人として応募するとしたら孤独であり、どこまでやったらいいのか不安だと思います。市民後見人の協議会など横のつながり、組織があり、そこに所属するのが条件とできるといいと思います。
- (事務局) 市民後見人が孤独にならないようにバンク登録者の交流を検討したいと考えています。また、豊田市や他の地域も含め、広域で交流することもできるといいと考えています。先行している地域と交流しながら検討できればいいと思っています。
- (会長) 岐阜や三重では市民後見人養成の動きはあまりないようです。司法の制度と福祉の制度が合流するのが市民後見人であるようです。権限について整理すべきはさすが、市民後見人になると本人の意思決定支援や自己実

現に話していくようです。法定後見と市民後見の違いがありそうです。
報酬について募集段階であいまいであると迷うのではないのでしょうか。
有償ボランティアであれば上限もあると思います。

(事務局) 家庭裁判所から示された額について利用支援事業の範囲内であれば保障してもいいと考えています。

(委員) 資料における統計の詳細を教えてください。
費用弁償がどこの選択肢になるのか、特になしという回答がどのようなケースなのか教えてください。報酬の審判は家庭裁判所なので、報酬の有無ではなく報酬の申し立てをするかどうかだと思いますので、誤解を招かないようにしたほうがいいと思います。報酬については、後見人像に関わってくると思いますので、何を期待するのかを議論しないといけないと思います。

(事務局) 厚生労働省が実施した調査から抜粋しましたので、改めてお示しします。費用弁償がどこにあたるのか確認できていません。

(委員) 確認が必要だと思いますので調査結果を配布してください。

(会長) 尾張東部について、市民後見人は無報酬ですが、監督人は報酬付与の申立てができるという記載があります。監督人が研修を受ける等の費用について、行政が負担するより本人が負担すべきということでしょうか。研修の費用は市の事業、正当な報酬はもらってもいいと思いますが表現がおかしいと思いました。

(事務局) 岡崎市では、市から養成のための研修を一括で委託するので、研修の費用に報酬を充てるという考えはありません。

(委員) 研修等は行政の仕事ではないのでしょうか。

(事務局) 尾張東部は社会福祉協議会ではなく NPO が実施してしまっていて、どのような意図があるかは確認しなければわかりません。

監督人の人件費相当分という考え方はできると思います。監督人の報酬を委託料で賄うのか、受益者負担という考えもあると思います。尾張東部に確認してまた検討します。

(委員) 名古屋市はボランティアとチラシに明記されています。他の自治体はどのような記載はありません。市民後見人とはという定義が各自治体で異なっています。岡崎市として市民後見人の定義は決まっていますか。

(事務局) 募集要項の趣旨として概略を記載しています。本人に寄り添う成年後見人等の活動、権利擁護、地域福祉の担い手として活動できる市民後見人としていますが、素案の段階です。

(委員) ボランティアなのか社会貢献なのか地域福祉なのか、チラシの記載は難しいと思います。

(会長) 名古屋市の記載では、成年後見活動は、身上保護と財産管理ですから、それを市民目線で行うということでしょうか。

- (事務局) 端的に意図が伝わるよう表現を検討します。市民後見人のイメージとして、他の自治体の事例を見ると羊羹を買って喜ばれたような個人の尊厳や生きがいの部分の支援があります。それをチラシに記載して後見人に期待するのは違和感があります。
- (会長) 市民後見人レベルのつもりでいたら、法的な対応が必要で相談先につなぐべきだったというときにすぐに対応できるのか心配です。相続等の突発的に対応すべきときに、市民後見人がすぐに法律関係者に相談できる体制が社協の監督人につなぐことでできる体制なのでしょうか。
- (事務局) マニュアルに相談すべき例を記載して、相談できるようにしていきたいと考えています。豊田市でも事例ごとにマニュアルを作成しています。
- (会長) 借金があって少しでも支払ってしまうと時効が効かなくなるなど様々なことがあると思いますので、マニュアルや体制を作り対応できるようにしておくことが大切だと思います。
- (オブザーバー) 市民後見について議論していただいていることを歓迎しています。候補者として挙げていただければ第一候補者として検討したいと考えています。
- (事務局) 近い将来、後見人がスポットで適応するとか、施設等で管理して行政が監督できるというような制度改正の可能性もあると思うのですが配慮すべきことなどありますか。
- (オブザーバー) 今のところ具体的な話は聞いていません。
- (事務局) 資料については、出典を明らかにして議論の関係する部分については後日送付します。
- (委員) 自治体による違いは報酬だと思います。先行している自治体では報酬なしで活動している人がいる中で、充実感を感じているのか、そうでないのか、本人の状態によって支援内容も異なり報酬のばらつきが出てくると思います。市民後見人像、定義にばらつきがあるので、岡崎市としてどのように考えているのか考える必要があると思います。
- (会長) 現行法では、一度選ばれると市民後見人は変わらないということになります。
- (事務局) 定義、内容、報酬など論点を整理して2月に議論いただけるよう整理します。
- (委員) 75歳という年齢について、実際にどれくらい活動できるのか気になります。名古屋市は68歳です。
- (委員) 年齢は難しいところだと思います。
- (委員) 市民後見人は、市民後見人としての活動でしょうか。社協が受けている法人後見を手伝うのでしょうか。
- (事務局) 始めは、法人後見支援員として10時間程度は必須としてやっていただく、法人後見からのリレー案件を考えています。
- (委員) 募集の際にわかるように記載したほうが良いと思います。
- (会長) 候補者になって一定期間経験を積んで段階的に進めていくということですね。

本日の意見を踏まえて事務局で検討し、次回会議で議論したいと思います。

—閉会—